

医政総発0826第1号
令和8年8月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について（協力依頼）

医療施策の推進について、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では外国人に対する医療提供体制の現状を把握するため、昨年度に引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を対象とした調査を行うことといたしました。

については、下記をご参照の上、貴管下の全ての病院に対して、調査への協力をご依頼いただきますようお願いいたします。

記

1. 貴管下の全ての病院に別添の作業要項をご送付願います。
（各病院は、**G-MIS**（医療機関等情報支援システム）にログインし、各調査に回答を記入の上、提出するものとします。）
2. 調査の回答率向上のため、各調査の締切に合わせ、**G-MIS**等を通じて、各病院に提出期限が近づいている旨の周知を行う予定ですが、回答率が特に低いなど厚生労働省が必要と考える場合には、周知のご協力をお願いすることがあります。
3. 調査の対象・期間及び締切日等は、各調査で以下のように異なるため、各都道府県はこの点にご留意の上、貴管下の病院に案内をお願いします。

調査A：調査内容 令和8年9月1日時点の院内の状況

回答開始 令和8年9月11日（金）

締切日 令和8年10月16日（金）

調査B：調査内容 令和8年9月1日～30日に受診した外国人患者の状況（※）

回答開始 令和8年10月9日（金）

締切日 令和8年11月13日（金）

(※) 調査Bは未収金の状況に関する調査を含んでおり、本調査においては「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにもかかわらず、請求日より1ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の1ヶ月後（10月～11月初旬頃）に判明することになります。

<留意事項>

本調査結果については、各都道府県の今後の体制整備にご活用いただけますよう、G-MISを通じて、各病院の所在する都道府県に個別病院の回答内容を共有します。

以上